

費を請求することがある。

7. 校正

初稿のみ著者校正とし、その後の校正は学会誌編集委員会で行う。著者校正は原則として誤字脱字の訂正にとどめる。なお、初校の段階で著者の責任に帰せられる校正もれ・校正ミスがあった場合、改訂広告を行わない。

8. 抜刷

抜刷は、希望により作成する。代金は実費とする。なお、執筆者には掲載号3部を呈呈する。